

公益社団法人山梨県鍼灸マッサージ師会
慶弔見舞金規程

公益社団法人 山梨県鍼灸マッサージ師会

慶弔見舞金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人山梨県鍼灸マッサージ師会の会員等の慶弔見舞金の支給に関することを定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員等とは、会員、顧問、相談役、名誉会長及び事務員をいう。
- (2) 慶弔見舞金は祝金、弔慰金、見舞金、香典、電報料、弔花代などとする。慶事、弔事又は見舞い事に支給するものとし、電報料と弔花代は現物とする。

(慶事の支給)

第 3 条 慶事の支給は次に掲げるものとする。

- (1) 会員等本人に限り支給する。その内容は、大臣表彰以上とし、金額は理事会においてその都度決定する。
- (2) 同条第 1 項に該当し、この法人で推薦した場合は祝賀会を開き、祝金を贈る。
- (3) 関連団体等に対する祝金や電報料（祝電）は、理事会が必要と認めたものに支給することができる。

(弔事の支給)

第 4 条 弔事の支給は次に掲げるものとする。

- (1) 会員等本人が死亡したとき、電報料（弔電）を支給する。
- (2) 役員本人が死亡したとき、電報料（弔電）と弔花代（弔花）若しくは弔慰金を支給することができる。弔花代及び弔慰金の額は理事会において定める。

- (3) 関連団体の個人やこの法人に30年以上在籍し、この法人の発展に貢献するなどした元会員が死亡したときは、理事会が必要と認めたものに電報料(弔電)及び弔花代(弔花)若しくは香典を支給することができる。

(見舞い事の支給)

第 5 条 見舞い事の支給は、理事会が必要と認めたものに限り支給することができる。

また、この法人は理事会の承認を得て、見舞金の寄付を会員へ募ることができる。

(改 正)

第 6 条 この規程の改正は理事会において決議し、総会において報告するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。